

# ビワイチ推進基本方針

～誰もが楽しめるビワイチをめざして～

令和4年(2022年) 11月

滋 賀 県

## 目 次

はじめに	P.3
第1章 基本的事項	
1 策定の趣旨	P.5
2 位置づけ	P.5
3 期間	P.5
4 その他	P.5
第2章 ビワイチの動向等	
1 現状	P.6
2 課題	P.9
第3章 ビワイチ推進施策の方向性	
1 ビワイチのめざすべき姿	P.14
2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項	P.14
3 ビワイチ推進施策の内容	P.15
4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組	P.24

## はじめに

令和2年(2020年)1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外ともに人の往来が抑制され、観光入込客数が激減しました。一方で、人々の自然志向や健康志向が高まり、密を避け、環境にも配慮した持続可能な観光の取組のひとつとして、世界的にもサイクルツーリズムへの関心が高まっています。

このような中、本県では、自然と歩みをそろえゆっくり丁寧に暮らしてきた滋賀の時間の流れや暮らしを通して心のリズムを整えるツーリズムを「シガリズム」とし、滋賀の魅力を体験、体感していただける旅を推進しており、そのトップコンテンツとして「ビワイチ」を位置付けています。「ビワイチ」は、サイクリングで風を切って湖岸を走る爽快感、充実感を楽しむことができるとともに、自分のペースで県内の豊かな自然や神社仏閣、景勝地等をゆっくりと巡ることもできます。また、環境にもやさしく、体への負担も少ない健康づくりのツールとなるなど、ビワイチの推進は、これからの人々のニーズに応じた重要な取組といえます。

「ビワイチ」の呼称は、「琵琶湖一周」の略称から始まったと言われていています。インターネット上では平成13年(2001年)に一番古い表記が見られ、自転車もしくはバイク(自動二輪)での琵琶湖一周にも用いられていました。現在も、自転車、バイクのほか、ランニング、ウォーキング、ドライブ、鉄道(琵琶湖線・北陸線・湖西線)、バスなど、さまざまな方法の「琵琶湖一周」に「ビワイチ」の呼称が用いられ、多くの方々に親しまれています。

平成27年(2015年)頃からは、全国的な自転車ブームに加え、県内様々な団体の魅力発信等の取組により自転車で琵琶湖を周遊するサイクリングを楽しむ機運が盛り上がったことから、本県は自転車による「ビワイチ」サイクルツーリズムを本格的にスタートさせました。このような背景のもと、自転車で琵琶湖を一周する「ビワイチ」の人氣が高まり、休日には多くのサイクリングを楽しむ姿が見られるようになりました。

平成28年(2016年)2月には、自転車損害賠償保険等への加入の義務化などを定めた「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行、平成29年(2017年)4月には、滋賀県商工観光労働部観光交流局(現在の観光振興局)にビワイチ推進室を設置、平成30年(2018年)3月には、「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定しました。その結果、本県のサイクルツーリズムに関する取組は着実に進み、令和元年(2019年)11月に「ビワイチ」は、我が国を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートであるナショナルサイクリングルートの指定を受けたところです。

さらには、滋賀が誇る観光資源である「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、議員提案による「ビワイチ推進条例」を令和4年（2022年）4月1日に施行しました。

この条例第11条に基づくビワイチ推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、条例の基本理念の実現に向け、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。地域を代表する観光ブランドの一つとして「ビワイチ」の取組を加速化し、国をはじめ市町、県民、関係事業者・団体等の多様な主体とこれまで以上に連携しながら、本県の観光の振興を図り、活力ある地域づくりを進めるとともに、世界から選ばれるサイクルツーリズムの展開を目指し、県民の皆様とともに取組を進めてまいります。

## 第1章 基本的事項

### 1 策定の趣旨

「ビワイチ推進条例」の制定を契機にビワイチ\*の取組を加速させ、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「シガリズム観光振興ビジョン」との整合性を図りながら策定します。

※ビワイチとは(ビワイチ推進条例第2条第1項第1号による定義より)

琵琶湖を一周することまたは琵琶湖その他県内の観光地、景勝地等を周遊することのうち、自転車を利用して行うものをいいます。

### 2 位置づけ

「ビワイチ推進条例」第11条に基づく基本方針です。

### 3 期間

策定から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。

滋賀らしいツーリズムを推進する「シガリズム観光振興ビジョン」(令和4年(2022年)3月策定)との整合性を図るため期間を合わせ、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)を「回復・変革期」、令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)を「成長期」、令和10年度(2028年度)から令和12年度(2030年度)を「成熟期」とします。

なお、「回復・変革期」、「成長期」、「成熟期」の各期におけるビワイチ施策については、別途「シガリズム観光振興ビジョン」の行動計画となるアクションプランを3年ごとに策定し、そのアクションプランの中で必要な施策を記載します。



### 4 その他

基本方針は、平成30年(2018年)3月に策定した「ビワイチ推進総合ビジョン」の内容をさらに発展させるものであり、基本方針の策定により「ビワイチ推進総合ビジョン」は廃止します。

## 第2章 ビワイチの動向等

### 1 現状

#### (1) 環境整備について

##### ①道路環境

本県は平成13年(2001年)、自転車走行環境の向上を図るため案内看板や距離標等の整備を開始しました。また、これに合わせて「ぐるっとびわ湖サイクルライン」を琵琶湖沿岸の市町、関係機関と策定し、コースを紹介するマップを作成、配布を開始しました。

現在、琵琶湖一周のビワイチルートに低速コースと上級コースの2種類を設け、青矢羽根等の路面標示、看板の設置、自転車歩行者専用道路の指定、道路拡幅などの整備を進めています。

(参考)〈整備状況〉[令和元年にコース設定]

##### [1]低速コース(ナショナルサイクルルート)

総距離196kmのうち、179kmが整備完了(令和3年度末現在)

(自転車歩行者専用道路の指定、青矢羽根等の路面標示の整備)

##### [2]上級コース

総距離187kmにおいて、青破線と青矢羽根の路面標示が整備済み

##### ②受入環境

平成28年(2016年)に、ビワイチに訪れる旅行者等の地域交流の拠点となり、トイレの利用やスポーツバイクに対応した空気ポンプ・工具の貸し出しサービスや、観光情報などを提供するサイクルサポートステーションの設置を開始しました。

平成30年(2018年)4月から県内の一般公道において2人乗りのタンDEM車で走行することが可能となり、視覚に障害のある人が同乗してビワイチを楽しむことができるようになるなど、ビワイチを楽しむ人が広がりを見せています。

また、同年には、スマートフォンを活用したプランニング、ナビゲーション、観光ガイドの機能を備えたビワイチサイクリングナビ(以下「アプリ」という。)の提供を開始しました。

令和4年(2022年)2月には、滞在型のサイクルツーリズムを推進するため、自転車の客室への持ち込み、または屋内の安全な場所における保管などの要件を満たした「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定制度を創設しました。

(参考:各項目の令和4年(2022年)6月末現在の数値)

〈サイクルサポートステーション:347か所〉

〈アプリダウンロード数:50,101件〉

## 〈「滋賀県サイクリストにやさしい宿」：51 施設〉

さらに、鉄道駅などにアクセスでき、レンタサイクル等の機能を備えたゲートウェイについては、平成 28 年（2016 年）に米原駅構内に、令和 4 年（2022 年）4 月に大津港に整備されました。

### （2）推進体制について

平成 24 年（2012 年）、官民連携のプラットフォームである「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を設置し、「日常利用」と「観光利用」を軸とした、自動車から自転車への転換を促すまちづくりやサイクルツーリズムを展開してきました。

平成 29 年（2017 年）4 月には、滋賀県商工観光労働部観光交流局（現在の観光振興局）にビワイチ推進室を設置しました。

平成 30 年（2018 年）には、本県は「ビワイチ推進総合ビジョン」を策定し、琵琶湖を一周する「ビワイチ」に加えて、琵琶湖その他の観光地、景勝地等を周遊する「ビワイチ・プラス※」について、安全・安心に周遊できる環境整備や地域の魅力づくり、県民自らがサイクリングを楽しむ取組の方向性を示しました。

令和 4 年（2022 年）4 月、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進することにより、滋賀が誇る観光資源である「ビワイチ」の魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、「ビワイチ推進条例」を施行しました。

#### ※ビワイチ・プラス とは

県内の観光地、景勝地等の観光資源を、自転車を利用して周遊することをいい、「ビワイチ」の概念を構成する一部です。令和元年（2019 年）12 月、県内全市町を經由し、観光地や景勝地等を巡る 11 ルート、総距離 635 kmを設定しました。

### （3）取組の成果について

滋賀を代表する観光ブランドとなった「ビワイチ」は、統計を取り始めた平成 27 年（2015 年）には琵琶湖一周サイクリング体験者数が約 5 万 2 千人であったものが、令和元年（2019 年）には約 10 万 9 千人が体験するなど、年々多くのサイクリスト※に楽しまれています。

官民連携による幅広い取組の結果、令和 3 年（2021 年）「しが web アンケートプラス調査」（県民向け調査）によると、ビワイチルートの認知度について、知っているは 83.2%、ビワイチ・プラスルートについて、知っているは 44.8%という状況であり、県民の琵琶湖一周サイクリングを体験した人の割合は 10.2%という調査結果が出ています。

※サイクリストとは

ビワイチその他の自転車を利用したレクリエーションを行う者をいいます。

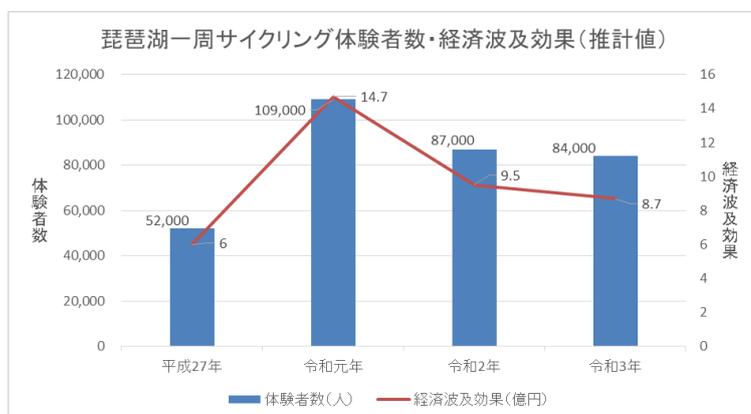
#### (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

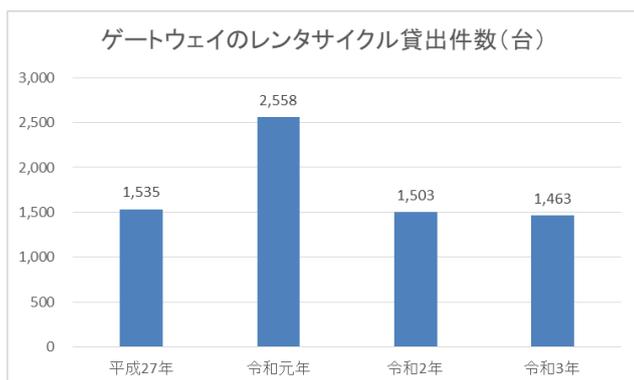
令和2年(2020年)1月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛や観光施設の閉館、休業、入場制限などが影響し、延べ観光入込客数は、令和元年(2019年)は約5,403万人でしたが、令和2年(2020年)は約3,641万人(令和元年[2019年]比:32.6%減)、令和3年(2021年)は約3,692万人(速報値)に減少しました(令和元年[2019年]比:31.7%減)。一方、琵琶湖一周サイクリング体験者数は、令和元年(2019年)は約10万9千人、令和2年(2020年)は約8万7千人(令和元年[2019年]比:20.2%減)、令和3年(2021年)は約8万4千人となり、令和元年(2019年)比で22.9%減にとどまりました。

経済波及効果ですが、令和元年(2019年)は約14.7億円でしたが、旅行者の減少に加え、宿泊者割合の減少が大きく影響し、令和2年(2020年)は約9.5億円(令和元年[2019年]比:35.4%減)、令和3年(2021年)は約8.7億円(令和元年[2019年]比:40.8%減)にそれぞれ減少し、ビワイチ関係事業者に深刻な影響が出ています。

また、旅行者の入口であるゲートウェイ(米原駅サイクルステーション)のレンタサイクル貸出件数は、令和元年(2019年)は2,558台でしたが、令和2年(2020年)は1,503台(令和元年[2019年]比:41.2%減)、令和3年(2021年)は1,463台にそれぞれ減少しました(令和元年[2019年]比:42.8%減)。

(参考) 県外からの旅行者の減(令和元年[2019年]77%→令和2年[2020年]62%)  
宿泊旅行者の減(令和元年[2019年]39%→令和2年[2020年]27%)





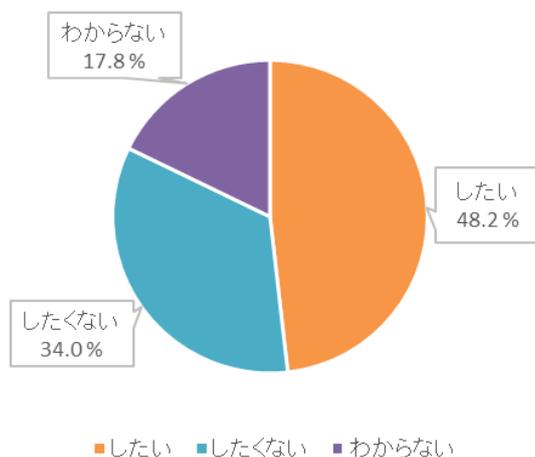
## 2 課題

### (1) コロナ禍からの回復への対応

#### ①ビワイチ体験者数の回復

コロナ禍の影響により、滋賀を訪れるサイクリストが減少する一方、サイクリングは密を避けるアクティビティであることから人々の間で関心が高まっており、こうした機運を十分に活用してビワイチ体験者数の回復に向け、レンタサイクルを活用した自転車散策の促進など、さまざまな人が気軽にサイクリングを楽しめる環境づくりが求められます。

〈サイクリングへの関心（県民向け調査より）〉

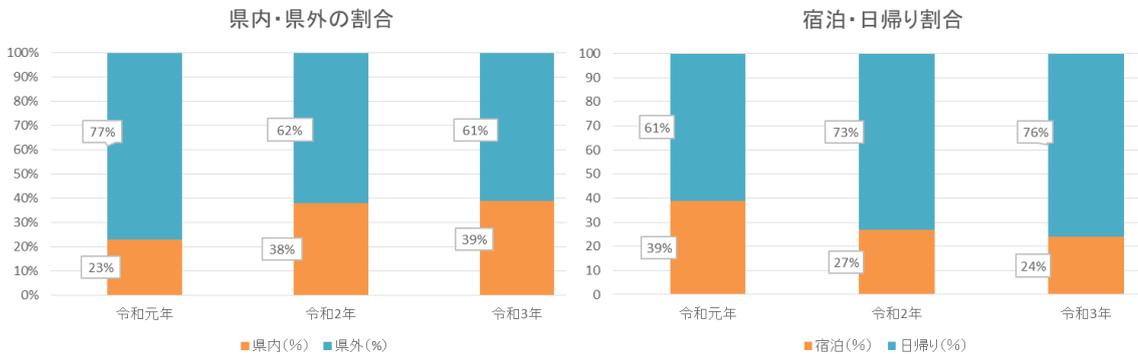


#### ②経済波及効果の回復

コロナ禍の影響により、琵琶湖一周サイクリング体験者に占める県外の人割合は、令和元年（2019年）の77%から令和3年（2021年）は61%に減少するとともに、宿泊の割合も令和元年（2019年）の39%から令和3年（2021年）の24%に減少したことから、経済波及効果がさらに減少したところです。

このため、経済波及効果の回復に向けて、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」

の認定・環境整備などにより宿泊者を増やすことや観光客の地域消費を促すなどの取組が求められています。



### ③ビワイチ関係事業者への支援

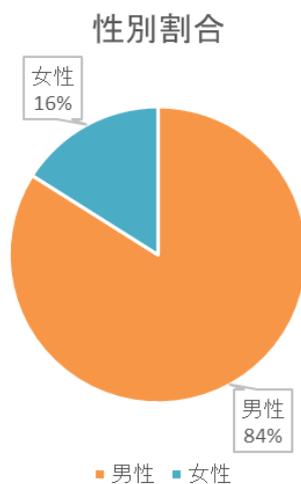
レンタサイクル事業者やサイクリングガイド、宿泊業・飲食業者などのビワイチ関係事業者がコロナ禍において売上減少等の大きな影響を受けているため、新たな体験者層の拡大につながるサイクリングツアーの造成やビワイチに関する商品開発などをサポートする仕組みづくりが求められています。

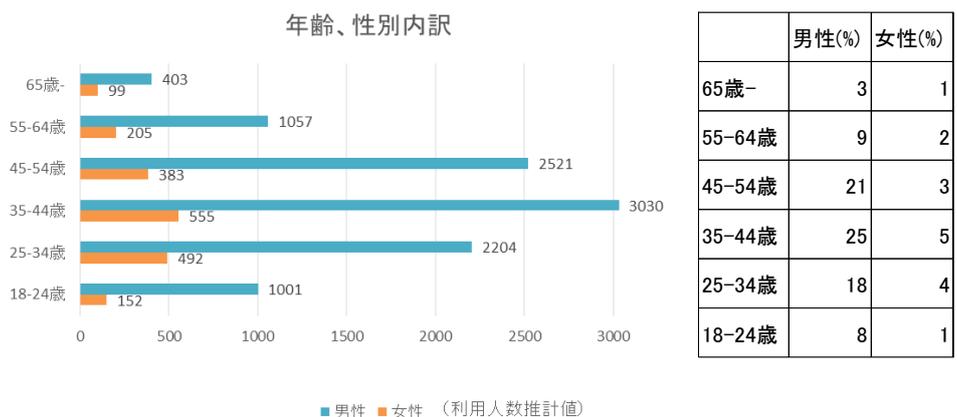
## (2) ビワイチの魅力向上

### ①誰もが楽しめる自転車を活用した周遊観光の魅力創出

アプリの利用者は男性が 84%を占め、年齢層は男女を含め 25 歳から 54 歳で全体の 76%を占めています。

今後、ビワイチを幅広い年齢層の多様な人々が気軽に楽しめるように、それぞれのニーズに応じたコース設定など周遊観光の魅力を生み出す必要があります。





## ②琵琶湖岸から県全域に向けた周遊観光の促進

(琵琶湖岸のビワイチルートから県内全域のビワイチ・プラスルートへ)

県内全域において、ビワイチによる地域の活性化効果を広げていくためには、琵琶湖岸だけでなく、県内各地の自然や歴史、文化などの地域の魅力ある観光資源に触れることができる周遊観光を進めていく必要があります。

## ③宿泊など観光消費の拡大を促すサイクルツーリズムの展開

令和3年(2021年)の琵琶湖一周サイクリング体験者において、日帰り客の割合は76%に対し、宿泊客の割合は24%と低くなっています。今後、県内の観光消費を拡大していくためには、サイクリストのニーズに対応した宿泊施設の受入環境整備を進めることや県内各地の観光地を立ち寄りながら、その魅力をゆっくり体感するサイクルツーリズムを展開することで、消費単価が高い観光客の誘引を図る必要があります。

## ④交通事業者(鉄道、船舶等)と連携した多様な周遊観光の促進

サイクリストの行動範囲の拡大、体力面、時間的余裕などのニーズに対応するため、自転車を分解せずにそのまま列車に乗せられる「サイクルトレイン」や船にそのまま載せられる「サイクルクルーズ」などの実現に向け、交通事業者と連携を図る必要があります。

## ⑤健康、環境等の多分野と連携したサイクリングの魅力創出

サイクリングは、CO<sub>2</sub>が排出されない環境にやさしい観光の手段であるだけでなく、体への負担を抑えながら効率的に健康づくりを行うことができる手軽なスポーツでもあります。このため、自転車の利点を活かしながら、ビワイチの魅力を創出するためには、自転車関係者だけでなく、環境や健康分野の関係者とも連携を図る必要があります。

併せて、ビワイチの魅力を高めるため、グッズの開発などに取り組む事業者や多様なニーズに対応した旅行商品を取り扱う事業者など、多くの分野の関係者と連携を強化していく必要があります。

#### ⑥情報発信の強化

琵琶湖岸を一周するビワイチルートについては、県民の認知度が 80%を超えていることから、これまでの取組が一定の効果を上げているものの、湖岸から県内観光地等を周遊するビワイチ・プラスルートの認知度は 44.8%にとどまっています。

今後、ビワイチ・プラスルートの認知度を向上させるとともに、認知から体験につながるよう、自転車で観光地等を周遊する楽しみ方の発信や仕掛けづくりが必要です。

#### ⑦人材の育成

ビワイチの魅力を高めていくうえで、「おもてなし」力の向上は不可欠です。地域の奥深い魅力的なスポットや買い物、飲食を楽しめるサイクリングを促進するため、ガイド人材やビワイチ関連商品の開発に携わる人材を育成する必要があります。

また、サイクルサポートステーションや「滋賀県サイクリストにやさしい宿」、サイクリングイベント等に携わる事業者・関係団体による情報交換を行うとともに、ビワイチファンのすそ野を拡大するため青少年や地域住民のビワイチ体験を応援する取組が必要です。

#### ⑧観光消費額の把握

サイクリングについては、「自転車に乗ること」そのものが目的となっているケースもあり、その消費行動は一般的な観光旅行とは異なっています。今後の効果的な施策や手法を検討するためにも、通常の観光調査とは別の独自調査により適正な観光消費額を把握する必要があります。

### (3)安全・安心な環境づくり

#### ①自転車通行空間の確保

これまで、琵琶湖岸のビワイチルート上の道路においては、青破線や青矢羽根等の路面標示、走行距離や観光地への案内看板の設置など、安全で安心してサイクリングを楽しめる環境の整備を進めてきたところであり、今後も、より魅力ある自転車通行空間を継続して整備していく必要があります。

#### ②サイクリストの利便性向上

気軽にビワイチを始めもらうためには、ビワイチ体験中のパンクなどの自転車

トラブルに対応するレスキュー体制の充実や、電動アシスト付き自転車などのレンタルサイクルの導入など、サイクリストの利便性を高める取組が必要となります。

### ③サイクリストの交通ルールの遵守、マナー向上

一部のサイクリストですが、車道の左側通行や一時停止などの交通ルールを守らず、また猛スピードで集落内を駆け抜けるなど走行マナーを守らない人がいます。

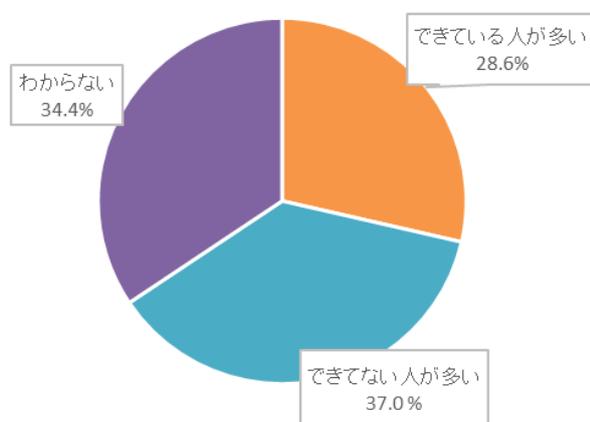
安全安心に事故なくビワイチを体験するためには、引き続き、交通ルールの遵守や地域住民や歩行者等を思いやる走行マナーの向上をサイクリストに対して働きかける必要があります。

(参考)

琵琶湖を一周するビワイチルート上における自転車事故発生件数  
〈ビワイチ目的以外も含む〉

令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 上半期 (2022年)
36件	48件	27件	12件

〈サイクリストのマナーについて(県民向け調査より)〉



### ④地域住民や自動車運転者の不安解消への取組

魅力あるサイクルツーリズムを構築するためには、サイクリストと地域の交流が不可欠です。サイクリストは地域住民や自動車運転者の生活を尊重し、地域はサイクリストへの「おもてなし」力の拡充を進め、お互いの立場を理解し合うための交流の場づくりが必要です。

## 第3章 ビワイチ推進施策の方向性

### 1 ビワイチのめざすべき姿（条例第11条第2項第1号関連）

前章で整理した現状と課題を踏まえ、以下のとおり「ビワイチのめざすべき姿」を設定し、施策に取り組みます。

サイクリスト、自動車等の運転者、歩行者、地域住民が互いに思いやり、理解し合い、共存する環境の中、誰もが安全で快適にビワイチを楽しみ、地域の豊かな自然や歴史、文化、食、人とのふれあい等を通じて、琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られている。

### 2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項（条例第11条第2項第2号関連）

施策を実施するに当たって、「(1)シガリズムの推進」、「(2)安全への配慮」、「(3)持続可能な観光の推進」の3項目を重視すべき視点として、施策に取り組みます。

#### (1) シガリズムの推進

ビワイチの更なる磨き上げと発信を進め、国内外からの誘客およびリピーターの定着を図るとともに、県民自身も自転車で県内周遊を楽しめる環境づくりに取り組むことにより、シガリズム\*を推進します。

※シガリズムとは

琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツーリズム”の総称をいいます。

#### (2) 安全への配慮

誰もが気軽にビワイチを楽しめる環境づくりが重要であるため、サイクリストのマナー向上への啓発や指導を行うとともに、自動車等の運転者によるサイクリストへの配慮を促すことにより安全への配慮を促進します。

また、コロナ禍においても感染拡大防止対策を徹底することで、安全・安心な観光に配慮します。

#### (3) 持続可能な観光の推進

滞在型観光の促進による地域経済の活性化、歴史的遺産や地域に根差した生活文化への配慮、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出削減をはじめとしたMLGsの推進による環境への配慮、自転車を活用した適度な運動に取り組むことによる健康の増進、社会貢献活動への参画の促進などに取り組むことにより、滋賀が世界から選ばれる持続可能なサイクルツーリズムを推進します。

### 3 ビワイチ推進施策の内容（条例第 11 条第 2 項第 3 号関連）

本県は、「魅力向上と創出」、「受入環境の整備」、「魅力発信」、「推進体制強化」の 4 項目を柱とし、「回復・変革期」、「成長期」、「成熟期」ごとに示す方向性に沿って、具体的な施策を展開していきます。

#### 柱（1）魅力向上と創出

ビワイチの魅力向上に向けて、滋賀ならではの観光資源の磨き上げや新たな観光コンテンツの創出、サイクリストと地域住民の相互理解のためのマナー向上に取り組むほか、サイクリストによる清掃活動など滋賀ならではの社会貢献活動を促進します。

##### ①誘客の促進(条例第 12 条関連)

サイクリストの滋賀への誘客を促進するために必要な施策を行います。また、琵琶湖岸周辺だけでなく、県内各地の観光地等への来訪を促進します。

回復・変革期	成長期	成熟期
長期滞在型の旅行商品の開発支援	長期滞在型の旅行商品の販売促進	リピーターの定着促進

##### (主な取組)

- ・多様なニーズに対応した旅行商品の開発支援  
サイクリングガイドや旅行会社による、旅行者の多様なニーズ（興味・関心、宿泊場所など）に対応した魅力ある旅行商品の開発・販売を支援することにより、誘客を促進します。
- ・自転車に関するスポーツ行事等の開催  
誰もが楽しめる「ビワイチ」を象徴する、サイクリング大会やイベントなどのスポーツ行事等について、関係者との連携のもと継続的に開催します。
- ・ビワイチグッズの商品化に向けたアイデア募集・開発支援  
ビワイチのブランド力を高めるため、地域の特産品等を活用した土産や弁当、ビワイチの記念になるサイクリングウェアをはじめとするビワイチ関連商品について、商品化に向けて幅広くアイデア募集するとともに、地元事業者や福祉作業所等に対して開発の支援を行います。

##### ②観光資源の活用（条例第 13 条関連）

地域の特性を生かした魅力あるビワイチを推進するため、環境との調和を図り

ながら、地域の観光資源の保護、磨き上げおよび活用に必要な施策を講じます。

回復・変革期	成長期	成熟期
付加価値の高いツアー造成支援	訪日外国人旅行者向けツアーの普及促進	多様なサイクルツーリズムの定着

#### (主な取組)

- ・地域の魅力を引き出す体験・交流型観光「シガリズム」の促進

琵琶湖や森林をはじめとした本県の豊かな自然や、世界農業遺産※にも認定された滋賀ならではの農山漁村の暮らしに触れられる体験・交流型観光「シガリズム」を促進します。

併せて、地域住民が地域への誇りや愛着を高められるよう、ビワイチを通じた取組により、地域の魅力を再発見し、発信する取組を推進します。

また、訪日外国人旅行者については、東アジアや欧米豪などの市場ごとに、ニーズに応じた魅力あるコンテンツを創出し、多様なサイクルツーリズムを推進します。

#### ※世界農業遺産とは

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープおよびシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域であり、国際連合食糧農業機関により認定されます。

本県においては、令和4年(2022年)7月に「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業『琵琶湖システム』」が初めて認定されました。世界で22か国67地域、日本では13地域が認定されています(令和4年[2022年]7月現在)。

- ・地域の観光資源の活用

アプリを活用したデジタルスタンプラリーは、参加者が密を避けながら自由なペースで楽しめることから、コロナ禍における楽しみ方として注目されています。

そのため、県内各地の魅力ある観光資源を活用したデジタルスタンプラリー等の開催により、身近な地域における自転車散策を推進します。

- ・誰もが楽しめる自転車散策の推進

MLGs をテーマに滋賀の豊かな自然や歴史・文化など多様な資源をゆっくり巡るモデルプランづくりに取り組みます。

老若男女問わず、また障害のある人もない人も誰もがビワイチを楽しめるよう、自転車散策を推進する環境整備に取り組みます。

### ③人材の育成等（条例第 15 条関連）

ビワイチ関係事業者に対し、ビワイチや県内各地の自然や歴史、文化などに関する知識を習得する機会を提供し、「おもてなし」力の向上を図る取組を行うとともに、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の商品開発に携わる人材の育成を進めます。

また、大学や青少年を支援する団体等が行うビワイチの推進に寄与する取組を支援します。

回復・変革期	成長期	成熟期
関係事業者等の拡大およびネットワークづくり	業種間連携を図る人材育成	多様な分野における人材の拡大

#### （主な取組）

- ・ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の人材育成

ビワイチに関する幅広いネットワークづくりを進めるとともに、県内各地の自然・歴史・文化などのセミナーの開催、好事例の紹介、情報交換等の場づくりを行い、商品開発に向けた業種間連携を図る人材を育成します。

- ・多様な地域連携を図るサイクリングガイドの育成と活躍の機会づくり

訪日外国人旅行者など長期滞在者の需要を取り込めるよう、研修会の実施などにより、県内各地の自然や歴史、文化などの観光資源の価値・重要性を正しく理解し、解説することのできるサイクリングガイドを育成します。

また、市町やビワイチ関係事業者など観光地の関係者との連携のもと、参加者の満足度を高められるツアーづくりができる人材を育成するとともに、サイクリングガイドをPRすることにより、活躍の機会づくりを行います。

- ・青少年をはじめとするビワイチ体験者の拡大

青少年をはじめとするさまざまな人がビワイチに親しめるよう、各種団体の取組を支援することにより体験者のすそ野を広げ、サイクルツーリズムを担う人材を育成します。

また、グループで気軽に立ち寄れる拠点やレンタサイクルに関する情報を提供するほか、スポーツバイク試乗体験会やビワイチ体験スクールの定期的な開催など、ビワイチ体験を応援する仕組みづくりも行います。

### ④安全な利用に関する取組（条例第 18 条関連）

地域住民や歩行者、サイクリストの安全を確保するため、交通事故防止に向けた自転車の安全な利用の啓発および指導等を行います。

回復・変革期	成長期	成熟期
好事例等の収集・紹介および啓発	マナーの定着促進	サイクリストによる地域の交通安全への貢献

(主な取組)

- ・ 自転車のマナー向上への啓発・指導
 

自転車を利用する際は歩行者や地域住民、自動車運転者などへの配慮が不可欠であることから、啓発資材（ポスター、パンフレット、冊子）の配布や関係者と連携した街頭啓発などに取り組みます。

また、サイクリングガイド付きツアーやサイクリングイベント等の機会を活用し、楽しみながらマナーを学べる取組を進めます。
- ・ 歩行者・地域住民、自転車、自動車がお互いに思いやり道路を共有する機運の醸成
 

自転車の安全かつ快適な通行にあたっては、交通ルールなどの法令遵守だけでなく、サイクリストによる清掃活動や、お互いの挨拶等のマナー向上が重要です。

多方面の関係者と連携しマナーアップに関するステッカーを活用したマナーアップ宣言などによるマナー向上に取り組むほか、「びわ湖の日」（7月1日）における環境美化活動などの社会貢献活動への参画を促します。
- ・ 県民または学校等における自転車交通安全教室の実施
 

幼少期から自転車の安全利用を心がけてもらうため、親子サイクリングイベントや学校等において自転車交通安全教室を実施します。
- ・ 自転車損害賠償保険の加入促進
 

自転車は身近で手軽な乗り物である一方、事故により誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があり、自転車が加害者になる事故で高額な賠償事例も発生しています。

本県では、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車利用者は自転車を利用する時、自転車損害賠償保険の加入が義務づけられていることから、自転車損害保険の加入促進を図ります。

(参考)

自転車損害賠償保険の加入率：令和3年度末現在 75.8%（民間調査）

⑤ 「ビワイチの日およびビワイチ週間」（条例第20条関連）

広くビワイチについての関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高

め、愛着と誇りを育むため、「ビワイチの日」(11月3日)および「ビワイチ週間」(11月3日から11月9日)を設け、市町・関係団体と連携し、この趣旨にふさわしい取組を展開します。

回復・変革期	成長期	成熟期
初心者向けイベントの開催	民間主体の多様なイベントの開催支援	地域経済に貢献する民間主体のイベント開催

#### (主な取組)

- ・「ビワイチの日」、「ビワイチ週間」に向けた広報強化および機運醸成  
 広報や道路情報掲示板など様々な媒体を活用して広報・周知するとともに、県民が気軽にビワイチを楽しめるようイベントを開催することにより、県民のビワイチ体験の定着を図ります。
- ・サイクリングを安全かつ快適に楽しむ特設スポットの設置  
 「ビワイチの日」、「ビワイチ週間」において、ビワイチのルート上にエイドステーション(臨時の休息場所)やメンテナンスコーナー等を設置し、安全かつ快適にサイクリングできる環境をつくることにより、県民のビワイチ体験を促進します。
- ・県民の健康増進につながるサイクリングの推進  
 サイクリングが健康づくりのきっかけとなるよう、親子サイクリングをはじめとする各種イベントを通じて、誰もが楽しみながら健康づくりができるきっかけづくりに取り組みます。  
 また、アプリを活用し、サイクリングの健康増進に関する各種データ等を収集、分析、活用し、サイクリングを通じた県民の健康増進を推進します。
- ・多様なイベントの開催  
 市町、事業者、関係団体によるそれぞれの特色を生かしたサイクリングイベントの開催を支援し、地域経済の活性化を図ります。

#### 柱(2) 受入環境整備

より良い走行環境を整備するため、ハード・ソフト両面から取組を進めます。

##### ①道路環境の整備(条例第16条関連)

ビワイチのルートに位置付けられた県が管理する道路において、自転車通行空間の整備と適切な保全を行います。

また、県以外の者が管理する道路においても、必要な道路の環境整備を管理者に要請します。

回復・変革期	成長期	成熟期
自転車通行空間および案内表示の充実	安全・快適な自転車通行空間の拡大	自転車通行空間の魅力アップ

(主な取組)

- ・ 自転車通行空間の整備  
 ビワイチルートの植栽帯活用による路肩拡幅等、自転車通行空間の整備を推進します。
- ・ 案内看板・路面標示等の計画的な整備  
 ルートの案内看板や路面標示等を充実させることにより、安全・安心にビワイチを楽しめる環境を整備します。
- ・ 県以外の道路管理者への必要な整備の要請  
 自転車通行空間を拡大し、更に安全・快適な環境を整備するため、県以外の道路管理者へ必要な整備を要請します。

## ②拠点施設等の整備（条例第 17 条関連）

魅力ある観光地を形成するため、サイクルサポートステーションや「滋賀県サイクリストにやさしい宿」などの拠点施設の整備を促進します。

回復・変革期	成長期	成熟期
拠点施設等の設置促進	提供サービスの質の向上	拠点施設等の相互連携サービス

(主な取組)

- ・ サイクルサポートステーションの設置促進  
 旅行者等の地域交流の拠点として、地元商店や観光施設、宿泊施設、道の駅、農産物直売所などにおいて、トイレ、空気入れ、工具の貸し出しサービスや、地域情報を提供する「サイクルサポートステーション」の設置を促進します。  
 また、施設間での情報交換会を行い、電動アシスト付き自転車の充電サポートなどの好事例を共有するなど、「おもてなし」力の向上を図ります。
- ・ 「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定・環境整備  
 滋賀を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「滋賀県サイ

クリストにやさしい宿」として認定するとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を支援することにより、県内に長く滞在し、地域の魅力に触れる機会を創出します。

・ゲートウェイの機能充実（米原駅、大津港）

誰もがビワイチを気軽に楽しめるよう、アプリを活用したレンタサイクルの電子予約などの機能充実を支援するとともに、提供サービスについて幅広く広報等を行うことにより、ゲートウェイの利用を促進します。

③サイクリストの利便性向上（条例第 19 条関連）

サイクリングマップの作成やアプリの機能充実等を行うことにより、サイクリストの利便性の向上を進めます。

回復・変革期	成長期	成熟期
サポート体制等の充実および情報提供	交通事業者等との多様な連携強化	多様なサービスの相互連携

（主な取組）

・レンタサイクルのサービス・質の向上

サイクリストが安全・快適にサイクリングできるよう、整備の行き届いたレンタサイクルの提供、電動アシスト付き自転車や子ども向け自転車、タンDEM自転車の確保、電子予約の導入、途中返却拠点の増加など、多様な楽しみ方が広がり、利用しやすいレンタサイクル環境の整備を促進します。

・観光客と地域をつなぐ場づくり

地域イベント、農山漁村の体験ツアー、地元の人気食堂などに関する情報をサイクルサポートステーションや「滋賀県サイクリストにやさしい宿」が収集し、広く発信するなど観光客と地域をつなぐ場づくりを推進します。

・サイクルレスキュー体制の充実

サイクリング中のトラブルに対応でき、安心してサイクリングが楽しめるよう、出張修理サービスの拠点を拡充するとともに、自転車ロードサービス付きの自転車保険の加入を促進します。

・交通事業者との連携（鉄道、船等）

時間的・体力的制約をはじめとするサイクリストのニーズに対応するため、輪行袋の活用を促しながら、サイクルトレインやサイクルクルーズなどを組み合わせ

せたモデルプランを関係者と連携して造成します。

・ストレスフリーな観光

今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大も見据え、多言語に対応したサイクリングマップやアプリ等の充実、フリーWi-Fiの整備等を促進し、ストレスフリーな受入環境整備に取り組みます。

**柱（3）魅力発信**

魅力的なサイクリングルートである琵琶湖一周を楽しむビワイチルート、気軽に地域に立ち寄りながらサイクリングを楽しむビワイチ・プラスルートを多くの人に注目してもらうため、国内外に向けてプロモーションに取り組みます。

①魅力情報の発信（条例第14条関連）

国内外からのサイクリストの来訪を促進するため、ビワイチの魅力情報を継続的に発信します。

回復・変革期	成長期	成熟期
ビワイチで巡る観光資源の情報発信	訪日外国人旅行者向け情報発信の強化	民間による活発なビワイチ情報の発信

（主な取組）

・魅力を紹介する動画等の作成

滋賀の自然や歴史、文化、食、地域交流等の魅力について、しがロケーションオフィスと連携のもと、マスメディアを活用しながら体験・体感動画を作成し、SNS等により効果的に発信します。

・国内外に向けた継続的な発信

ナショナルサイクルルート※を有する自治体や世界的に評価の高い国外のサイクリングルートに関係する行政機関や民間団体との交流を通じて、ビワイチを世界に発信し、国内外からの誘客を進めます。

※ナショナルサイクルルートとは

自転車を通じて優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信などさまざまな取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、国の自転車活用推進本部において創設された制度。

第1次指定(令和元年[2019年])

「ビワイチ」、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」(茨城県)、  
「しまなみ海道サイクリングロード」(広島県、愛媛県)

第2次指定(令和3年[2021年])

「トカプチ400」(北海道)、「富山湾岸サイクリングコース」(富山県)、  
「太平洋岸自転車道」(千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県)

#### 柱(4) 推進体制強化

効果的な取組を推進するため、ビワイチ推進関係の体制強化を図ります。

##### ①推進体制の整備(条例第22条関連)

ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制整備を図ります。

回復・変革期	成長期	成熟期
県内の推進体制の強化、府県間交流の促進	国内外の関係機関との連携強化	推進体制の強化・充実

##### (主な取組)

###### ・国・市町・事業者等との連携

ビワイチ推進施策は、国、市町、関係事業者、関係団体との連携・協力が不可欠であるため、プラットフォーム機能を担っている「滋賀プラス・サイクル推進協議会」による取組を活性化します。

###### ・大規模な自転車道等が所在する都道府県、市町村、関西広域連合等との連携

ナショナルサイクルルート、京奈和自転車道、浜名湖、三方五湖、関西広域サイクリングルート※などが所在する都道府県、市町村、関西広域連合等と相互連携を図ります。

※関西広域サイクリングルートとは

関西広域連合が作成した8つの広域周遊ルートで、このうち2ルート「びわ湖・若狭湾ルート」「忍びの里・古都周遊ルート」が滋賀を周遊



- ・国関係機関および県・市町の姉妹州省・都市との連携

今後の訪日外国人旅行者の回復、更なる拡大も見据え、ビワイチの魅力を海外に発信するため、国関係機関および県・市町の姉妹州省・都市との連携を推進します。

#### 4 ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

(条例第 11 条第 2 項第 4 号関連)

本県は、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目に取り組みます。

##### ①調査等（条例第 21 条関連）

ビワイチの状況について調査を行うとともに、その結果等を踏まえビワイチ推進施策の効果を検証します。

(主な取組)

- ・県民、サイクリストへのアンケート調査・公表

県民のビワイチ認知度やサイクリストの動向および観光消費額などのアンケート調査を実施し、その分析結果を公表するとともに、今後の施策の構築に活用します。

- ・アプリの走行データ解析・公表

アプリ利用者の走行データを解析し、その結果を本県の観光振興施策につなげるとともに、解析結果を公表し、民間事業者の商品企画、ツアー造成などの観光事業の拡大につなげます。

- ・国内外の事例収集

国内外の優良事例を収集・共有し、各地域におけるサイクリングルートの受入環境整備に活用します。

- ・数値目標の設定

令和6年度（2024年度）までの数値目標については、「シガリズム観光振興ビジョン」のアクションプランにおいて設定している「琵琶湖一周サイクリング体験者数」をはじめ、以下の表のとおり設定します。

なお、ビワイチ・プラスルートについては、開始地点や利用場所が多岐にわたり、ビワイチルートと同様の定点観測が難しいことから、今後、専門家の知見を活用して、体験者数および経済波及効果の把握方法を確立したうえで、数値目標を設定します。

数値目標一覧	令和3年度末	令和6年度末 (回復・変革期)
琵琶湖一周サイクリングの体験者数	84,000人	110,000人
経済波及効果	8.7億円	14.8億円
サイクルサポートステーション	345施設	375施設
「滋賀県サイクリストにやさしい宿」	50施設	60施設
デジタルスタンプラリーの開催	10市町	19市町
女性のアプリ利用割合	16%	30%
アプリダウンロード数	48,245件	68,000件

※ 令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの成長期、令和10年度（2028年度）から令和12年度（2030年度）までの成熟期の数値目標は、コロナ禍からの回復状況を勘案し、本県の観光全般の指針である「シガリズム観光振興ビジョン」の行動指針であるアクションプランにおいて、改めて数値目標を設定します。